

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月14日

【四半期会計期間】 第62期第2四半期(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

【会社名】 北沢産業株式会社

【英訳名】 KITAZAWA SANGYO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 尾崎光行

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区東二丁目23番10号

【電話番号】 03(5485)5111

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 石塚洋

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区東二丁目23番2号

【電話番号】 03(5485)5035

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 石塚洋

【縦覧に供する場所】 北沢産業株式会社 大宮支店  
(埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目99番5号)

北沢産業株式会社 千葉支店  
(千葉県千葉市中央区都町二丁目12番10号)

北沢産業株式会社 横浜支店  
(神奈川県横浜市緑区青砥町623番地1 やま喜ビル102号室)

北沢産業株式会社 名古屋支店  
(愛知県名古屋市名東区平和が丘五丁目44番地)

北沢産業株式会社 大阪支店  
(大阪府大阪市淀川区宮原一丁目17番33号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次	第62期 第2四半期連結 累計期間	第62期 第2四半期連結 会計期間	第61期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日	自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (千円)	8,304,903	4,292,189	17,581,264
経常利益 (千円)	61,035	39,665	260,681
四半期(当期)純利益 (純損失) (千円)	152,876	91,025	411,864
純資産額 (千円)		8,680,244	8,889,878
総資産額 (千円)		17,311,804	18,648,275
1株当たり純資産額 (円)		366.39	375.17
1株当たり四半期 (当期)純利益 (純損失) (円)	6.45	3.84	17.38
潜在株式調整後1株当 たり四半期(当期)純益 (円)			
自己資本比率 (%)		50.1	47.7
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	333,433		28,463
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	185,613		1,020,155
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	86,523		192,669
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)		3,095,582	3,034,286
従業員数 (名)		521	514

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益は、1株当たり、四半期(当期)純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	521
---------	-----

(注) 1 従業員数は、全連結会社の就労人員の合計であります。

2 従業員数には、臨時従業員(派遣社員、パートタイマー及びアルバイト)10名は含んでおりません。

### (2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	452
---------	-----

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数には、臨時従業員(派遣社員、パートタイマー及びアルバイト)7名は含んでおりません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(千円)
業務用厨房関連事業	355,716

- (注) 1 金額は、製造金額によっております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
3 その他の事業については、該当事項はありません。

#### (2) 受注実績

当第2四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(千円)	受注残高(千円)
業務用厨房関連事業	4,669,527	802,266

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2 その他の事業については、該当事項はありません。

#### (3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)
業務用厨房関連事業	4,202,403
その他の事業	89,786
合計	4,292,189

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行なわれておりません。

### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

#### (1) 経営成績の分析

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、米国のサブプライムローン問題を発端とする金融市場の混乱や、原油・原材料価格の乱高下するなど不安定な状態により、景気の減速感が鮮明となりました。

当社グループの主要取引先である外食産業市場では、ガソリン価格高騰の影響で郊外店舗を中心に外食の需要が落ち込み、消費者の景気の先行き不透明感による節約志向の影響から、来客数が落ち込むという状況が続きました。

このような状況下で、当社グループは売上高の向上、シェアの拡大を目指し積極的な営業活動に取組むとともにコストの削減に努めてまいりました。

これらの結果、当第2四半期連結会計期間の連結経営成績につきましては、売上高42億9千2百万円となりました。利益面では、営業利益は2千9百万円、経常利益は3千9百万円となりました。四半期純利益は、投資有価証券評価損1億4千4百万円を計上した影響から7千8百万円の四半期純損失となりました。

事業の種類別セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

##### (業務用厨房関連事業)

業務用厨房関連事業につきましては、売上高42億2百万円、営業利益は1億3千8百万円となりました。

##### (その他の事業)

その他の事業につきましては、売上高8千9百万円、営業利益は5千0百万円となりました。

#### (2) 財政状態の分析

総資産は173億1千1百万円となり、前連結会計年度末より13億3千6百万円の減少となりました。主な減少要因としては、受取手形及び売掛金が売上債権の回収により9億3千4百万円減少したことによるものです。

負債総額は86億3千1百万円となり、前連結会計年度末より11億2千6百万円の減少となりました。主な減少要因としては、支払手形及び買掛金が仕入債務の支払いにより10億7千8百万円減少したことによるものです。

純資産は86億8千0百万円となり、前連結会計年度末より2億9百万円の減少となりました。主な減少要因としては、配当金の支払（累計）9千5百万円と四半期純損失（累計）の計上額1億5千2百万円等によるものです。

これらの結果、当第2四半期末の連結自己資本比率は50.1%となりました。

### (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は30億9千5百万円となり、第1四半期連結会計期間末に比べ2億3千1百万円減少しました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は9千7百万円となりました。これは主に税金等調整前四半期純損失が7千8百万円増加したことによります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は1億3千3百万円となりました。これは主に定期預金の預入による支出及び固定資産の取得によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は0.7百万円であります。

### (4) 事業上及び財政上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財政上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりです。

#### 1. 基本方針の内容

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近年の株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えて

おり、このことをもって会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針としております。

## 2. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は平成19年5月18日開催の取締役会において、企業価値・株主共同の利益の保護および株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断して頂く時間を確保することを目的として、以下の内容の大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、特定株主グループの議決権割合が25%以上となるような当社株券等の買付行為を行う者（以下「大規模買付者」という。）に対する対応策（以下「本プラン」といいます。）を決定いたしました。

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるというものです。

大規模買付ルールの概要は以下のとおりです。

### （1）意向表明書の当社への事前提出

大規模買付行為を実施しようとする大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び以下の内容等を記載した意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）をご提出いただきます。大規模買付行為の提案があった場合には、法令および当社が上場する証券取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示します。

大規模買付者の名称、住所

設立準拠法

代表者の氏名

国内連絡先

提案する大規模買付行為の概要等

### （2）大規模買付者からの情報の提供

当社取締役会は、上記（1）の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当社取締役会に対して当初提供いただくべき、株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

### （3）取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、取締役会は独立委員会に諮問し、また、独立の外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

#### （４）独立委員会の設置

本プランにおいて、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否かおよび対抗措置をとるか否か等の検討および判断については、その客観性、公正さおよび合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、当社取締役会にかかる独立委員会に必ず諮問することとし、独立委員会は諮問を受けた事項について勧告することとします。独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて当社の費用で当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。また、当社の取締役、監査役、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は公表することといたします。

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとします。

#### （５）大規模買付行為がなされた場合の対応

##### 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、例外的に新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を取ることがあります。

##### 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合



大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、外部専門家等の意見も参考にし当社取締役会が決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

3. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致し、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能にするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買付である場合や株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買付である場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するために独立委員会の勧告を経るなどの仕組みを確保しているものといえます。

(4) 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成19年6月28日開催の定時株主総会において、株主の皆様のご意志をさせていただき、有効期間を3年（平成22年6月開催予定の定時株主総会の時まで）とさせていただきます。

以降、本プランの継続（一部修正した上での継続を含む）については定時株主総会の承認を得ることとされており、また、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行なわれた場合、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止する旨の決議が行なわれた場合には、本プランはその時点で廃止されます。その意味で、本プランの消長および内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

(5) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものであり、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

（注）証券取引法は平成19年9月30日をもって金融商品取引法に改正されております。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備の異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	72,000,000
計	72,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	23,818,257	23,818,257	東京証券取引所 (市場第一部)	
計	23,818,257	23,818,257		

(注)

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日		23,818,257		3,235,546		2,964,867

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
金銭信託以外の金銭の信託 受託者エス・ジー・信託銀行株式会社	東京都港区赤坂 1 丁目12番32号	4,492	18.85
株式会社北陸銀行	富山県富山市堤町通り 1 丁目 2 番26号	1,172	4.92
北沢持株会	東京都渋谷区東 2 丁目23番10号	980	4.11
福島工業株式会社	大阪府大阪市西淀川区御幣島 3 丁目16番11号	778	3.27
北沢産業従業員持株会	東京都渋谷区東 2 丁目23番10号	732	3.08
F S ファンド1号投資事業組合 業務執行組合員エフ・シー・ エー・コンサルティング株式会 社	東京都千代田区大手町 2 丁目 1 番 1 号	588	2.47
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番11号	540	2.27
株式会社横浜銀行	神奈川県横浜市西区みなとみらい3 丁目 1 番 1 号	450	1.89
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番11号	396	1.66
株式会社インテリックス	東京都渋谷区道玄坂 1 丁目12番 1 号	370	1.56
計		10,499	44.08

(注) 1 上記金銭信託以外の金銭の信託 受託者エス・ジー・信託銀行株式会社の所有株式は、全て信託業務に係る株式数であります。

2 上記F S ファンド1号投資事業組合 業務執行組合員 エフ・シー・エー・コンサルティング株式会社から平成19年6月4日付で大量保有報告書に関する変更報告書が提出されておりますが、当時事業年度末末現在における実質所有の状況が把握できないため、上記大株主の状況は平成20年9月30日現在の株主名簿に基づいて記載しております。なお、当該大量保有報告書に関する変更報告書による平成19年6月1日現在の株式保有状況は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株式数(千株)	発行済株式数総数に対する 保有株式数の割合(%)
エフ・シー・エー・コンサルティング株式会社	4,927	20.69

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 126,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 23,503,000	47,006	
単元未満株式	普通株式 188,757		
発行済株式総数	23,818,257		
総株主の議決権		47,006	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ3,500株(議決権の数7個)及び200株含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式457株含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 北沢産業株式会社	東京都渋谷区東二丁目 23番10号	126,500		126,500	0.53
計		126,500		126,500	0.53

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	320	267	285	231	219	191
最低(円)	258	243	226	210	164	162

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

### 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

#### 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役プロジェクトグループ長	取締役プロジェクトグループ長 兼購買部長	酒井 保太郎	平成20年10月1日
取締役中国・四国・九州ブロック 担当	取締役中国・四国ブロック担当	森本 健	平成20年10月1日

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、公認会計士 治田 秀夫及び公認会計士 高橋 正一により四半期レビューを受けております。

なお、当第2四半期連結会計期間において当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第62期第1四半期連結会計期間 永和監査法人

第62期第2四半期連結会計期間 公認会計士 治田 秀夫及び公認会計士 高橋 正一



1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,796,104	2,734,814
受取手形及び売掛金	3,933,861	4,868,491
有価証券	299,477	299,471
商品	1,148,520	1,142,516
製品	8,445	10,649
原材料	62,066	65,796
仕掛品	4,583	13,649
繰延税金資産	80,436	101,273
その他	189,807	518,636
貸倒引当金	24,918	50,650
流動資産合計	8,498,385	9,704,650
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	3,698,887	3,724,823
機械装置及び運搬具(純額)	93,956	105,766
土地	2,702,049	2,702,049
建設仮勘定	-	69,960
その他(純額)	116,361	130,314
有形固定資産合計	6,611,253	6,732,914
無形固定資産	366,449	378,554
投資その他の資産		
投資有価証券	864,324	982,875
長期預金	300,000	200,000
繰延税金資産	411,719	422,332
その他	350,450	293,729
貸倒引当金	90,778	66,781
投資その他の資産合計	1,835,715	1,832,156
固定資産合計	8,813,418	8,943,625
資産合計	17,311,804	18,648,275

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,672,864	4,751,160
短期借入金	3,110,000	3,100,000
未払法人税等	63,650	253,089
賞与引当金	200,700	188,000
その他	553,591	455,743
流動負債合計	7,600,807	8,747,993
固定負債		
退職給付引当金	757,161	751,163
役員退職慰労引当金	223,800	211,100
その他	49,791	48,140
固定負債合計	1,030,753	1,010,404
負債合計	8,631,560	9,758,397
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,235,546	3,235,546
資本剰余金	2,964,867	2,965,290
利益剰余金	2,540,356	2,787,620
自己株式	29,616	28,498
株主資本合計	8,711,154	8,959,958
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	30,910	70,080
評価・換算差額等合計	30,910	70,080
純資産合計	8,680,244	8,889,878
負債純資産合計	17,311,804	18,648,275

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
売上高	8,304,903
売上原価	6,141,038
売上総利益	2,163,864
販売費及び一般管理費	2,117,517
営業利益	46,347
営業外収益	
受取利息	4,319
受取配当金	8,623
その他	23,657
営業外収益合計	36,600
営業外費用	
支払利息	19,607
その他	2,304
営業外費用合計	21,911
経常利益	61,035
特別損失	
固定資産売却損	386
固定資産除却損	4,555
投資有価証券評価損	188,763
特別損失合計	193,705
税金等調整前四半期純損失( )	132,669
法人税、住民税及び事業税	15,231
法人税等調整額	4,976
法人税等合計	20,207
四半期純損失( )	152,876

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
売上高	4,292,189
売上原価	3,214,002
売上総利益	1,078,187
販売費及び一般管理費	1,048,815
営業利益	29,372
営業外収益	
受取利息	3,439
受取配当金	5,764
その他	12,765
営業外収益合計	21,969
営業外費用	
支払利息	9,833
その他	1,841
営業外費用合計	11,675
経常利益	39,665
特別利益	
貸倒引当金戻入額	26,024
特別利益合計	26,024
特別損失	
固定資産売却損	198
固定資産除却損	260
投資有価証券評価損	144,094
特別損失合計	144,553
税金等調整前四半期純損失( )	78,862
法人税、住民税及び事業税	959
法人税等調整額	11,202
法人税等合計	12,162
四半期純損失( )	91,025

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純損失( )	132,669
減価償却費	213,193
有形固定資産除却損	447
有形固定資産売却損益( は益)	462
投資有価証券評価損益( は益)	188,763
貸倒引当金の増減額( は減少)	1,735
賞与引当金の増減額( は減少)	12,700
退職給付引当金の増減額( は減少)	5,998
役員退職慰労引当金の増減額( は減少)	12,700
受取利息及び受取配当金	12,942
支払利息	19,607
売上債権の増減額( は増加)	934,629
たな卸資産の増減額( は増加)	8,996
仕入債務の増減額( は減少)	1,078,296
未払消費税等の増減額( は減少)	63,097
その他	320,732
小計	555,686
利息及び配当金の受取額	12,924
利息の支払額	19,607
法人税等の支払額	215,569
営業活動によるキャッシュ・フロー	333,433
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
定期預金の預入による支出	100,000
投資有価証券の取得による支出	3,972
有形固定資産の取得による支出	54,421
有形固定資産の売却による収入	9,000
無形固定資産の取得による支出	35,870
貸付金の回収による収入	50
貸付けによる支出	400
投資活動によるキャッシュ・フロー	185,613
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額( は減少)	10,000
自己株式の取得による支出	1,183
自己株式の売却による収入	69
配当金の支払額	95,409
財務活動によるキャッシュ・フロー	86,523
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	61,296
現金及び現金同等物の期首残高	3,034,286
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,095,582

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

会計方針の変更

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年9月30日)
(たな卸資産の評価に関する会計規準の適用) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。 この結果、従来の方によった場合と比べて、第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益がそれぞれ13,502千円減少しており、税金等調整前四半期純損失が13,502千円増加しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年9月30日)
(たな卸資産の評価方法) 当第2四半期連結会計期間末の棚卸高の算定に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。
(固定資産の減価償却の算定方法) 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)												
	受取手形裏書譲渡高は108,363千円であります。													
	有形固定資産の減価償却累計額 3,233,002千円	有形固定資産の減価償却累計額 3,083,658千円												
	<p>当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。</p> <p>当四半期連結会計期末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>当座貸越極度限度額及び貸出コミットメントの総額</td> <td>1,500,000千円</td> <td>当座貸越極度限度額及び貸出コミットメントの総額</td> <td>1,500,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>1,500,000千円</td> <td>借入実行残高</td> <td>1,500,000千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>千円</td> <td>差引額</td> <td>千円</td> </tr> </table>		当座貸越極度限度額及び貸出コミットメントの総額	1,500,000千円	当座貸越極度限度額及び貸出コミットメントの総額	1,500,000千円	借入実行残高	1,500,000千円	借入実行残高	1,500,000千円	差引額	千円	差引額	千円
当座貸越極度限度額及び貸出コミットメントの総額	1,500,000千円	当座貸越極度限度額及び貸出コミットメントの総額	1,500,000千円											
借入実行残高	1,500,000千円	借入実行残高	1,500,000千円											
差引額	千円	差引額	千円											

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

	当第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給料手当	920,424千円
賞与引当金繰入額	183,900千円
退職給付費用	54,288千円
役員退職慰労引当金繰入額	12,700千円
貸倒引当金繰入額	6,486千円

第2四半期連結会計期間

	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給料手当	475,943千円
賞与引当金繰入額	92,500千円
退職給付費用	30,797千円
役員退職慰労引当金繰入額	6,400千円
貸倒引当金繰入額	千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係		
現金及び預金勘定	2,796,104千円	
取得日から3ヶ月以内に満期日または償還日の到来する短期投資(有価証券)	299,477千円	
現金及び現金同等物		3,095,582千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結累計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	23,818,257

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	126,957

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	94	4.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの



該当事項はありません。

#### 5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	業務用厨房 関連事業 (千円)	その他の事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	4,202,403	89,786	4,292,189		4,292,189
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		5,081	5,081	(5,081)	
計	4,202,403	94,867	4,297,271	(5,081)	4,292,189
営業利益	138,614	50,870	189,484	160,112	29,372

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品及び商品の名称

(1) 事業区分の方法...製品及び商品の種類別区分による

(2) 各区分に属する主要な製品及び商品の名称

業務用厨房関連事業...フライヤー、洗浄機、製菓製パン機器、業務用家具などの厨房関連製品及び商品

その他の事業.....不動産の賃貸など

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	業務用厨房 関連事業 (千円)	その他の事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	8,125,065	179,838	8,304,903		8,304,903
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		10,162	10,162	(10,162)	
計	8,125,065	190,001	8,315,066	(10,162)	8,304,903
営業利益	325,342	103,850	429,192	382,845	46,347

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品及び商品の名称

(1) 事業区分の方法...製品及び商品の種類別区分による

(2) 各区分に属する主要な製品及び商品の名称

業務用厨房関連事業...フライヤー、洗浄機、製菓製パン機器、業務用家具などの厨房関連製品及び商品

その他の事業.....不動産の賃貸など

2 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合と比べて、第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益がそれぞれ13,502千円減少しており、税金等調整前四半期純損失が13,502千円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

在外連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

在外連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
366円39銭	375円17銭

2 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純損失	6円45銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	-円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、市販基準損失であり潜在株式が存在しないため記載していません。	

(注) 1株当たり四半期純損失金額算定上の基礎

項目	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
四半期純損失	152,876千円
普通株主に帰属しない金額	千円
普通株式に係る四半期純損失	152,876千円
普通株式の期中平均株式数	23,693,299株

第2四半期連結会計期間

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純損失	3円84銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	-円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、四半期純損失であり潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失金額算定上の基礎

項目	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
四半期純損失	91,025千円
普通株主に帰属しない金額	千円
普通株式に係る四半期純損失	91,025千円
普通株式の期中平均株式数	23,692,207株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月11日

北沢産業株式会社  
取締役会 御中

公認会計士 治田秀夫 事務所  
公認会計士 治田 秀夫

公認会計士 高橋正一 事務所  
公認会計士 高橋 正一

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている北沢産業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

私たちが実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、北沢産業株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

四半期連結財務諸表作成の基本となる重要な事項等の変更に記載のとおり、会社は、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更している。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。